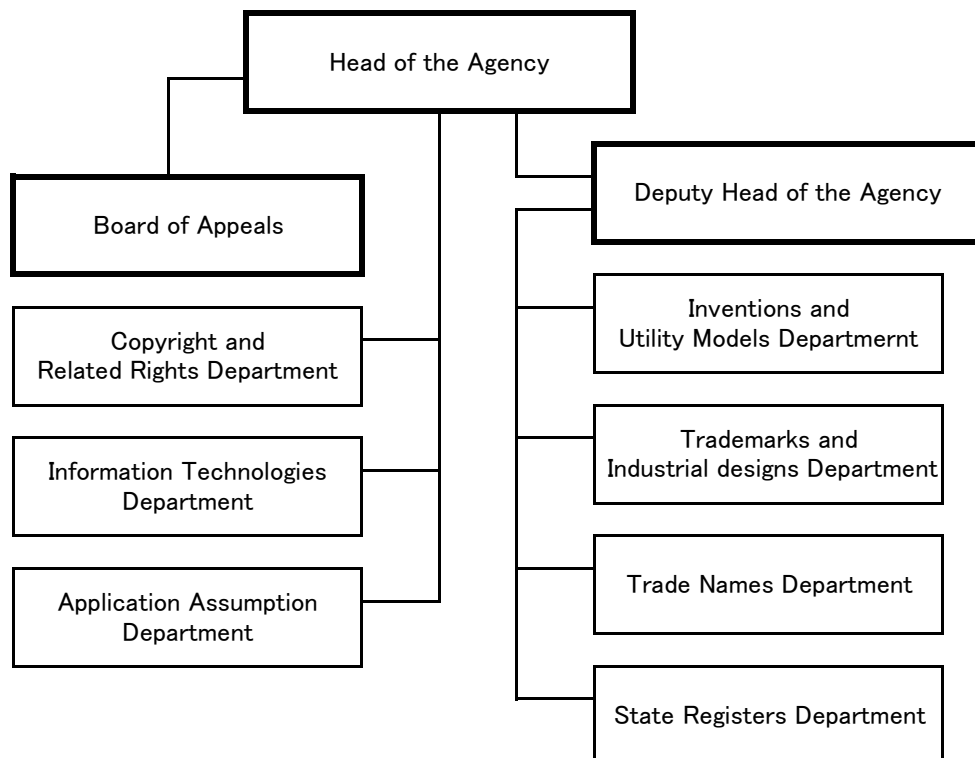


①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)				
②名称	Ministry of Economy of the Republic of Armenia Intellectual Property Office				
③所在地	Republic Square Government House 3 0010 Yerevan				
④連絡先	(電話)(374 11) 59 75 34		(FAX) (374 10) 543 467		
	(E-mail) int@aipa.am		(internet) www.aipa.am/		
⑤組織の長	Head of Agency: Mrs. Kristine Hambaryan				
⑥沿革	(1) アルメニアの Patent Office は、1993年1月26日の the Republic of Armenia Government Decree No.54 により設立された。				
	(2) The National Agency of Copyright は、1993年12月27日の the Republic of Armenia Government Decree No.54 により設立された。				
	(3) 002年3月6日の the Republic of Armenia Government Decree No.197 により、このPatent Office及びThe National Agency of Copyrightが統合されてIntellectual Property Agency が設立された。				
	(4) 特許・実用新案・意匠の法律は2004年に改正され、2005年7月1日に施行された。				
	(5) 商標法は2000年に改正され、2005年10月1日に施行された。				
⑦所管	特許権、実用新案、意匠権、商標権、商号、原産地表示				
⑩加盟条約	WIPO 1993/4/22	ベルヌ 2000/10/19	ブリュッセル 1993/12/13	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1991/12/25	PLT 2013/9/17	レコード保護 2003/1/31	ローマ 2003/1/31
	シンガポール 2013/9/17	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2005/3/6	WPPT(演奏及びレコード) 2005/3/6
	ブタペスト 2005/3/6	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト		ジュネーブアクト 2007/7/13	リスボン
	マドリッド(標章) 1991/12/25	マドプロ 2000/10/19	PCT 1991/12/25	ロカルノ 2007/7/13	ニース 2005/3/6
	ストラスブール 2005/12/6	ウィーン 2005/3/6	WTO 2003/2/5		

①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)				
①統計データ	出願件数	2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	116	70	48
(内 外国出願)		4	7	8	14
(内 日本から)					
(内 PCTルート)		1	5	1	7
実用新案	全数	37	29	61	84
	(内 外国出願)		5	1	3
意匠	全数	203	142	144	164
	(内 外国出願)	164	114	112	120
	(内 日本から)	2	2	3	
商標	全数	5,467	4,854	5,411	5,535
	(内 外国出願)	3,309	2,959	3,043	2,997
	(内 日本から)	66	59	66	48
	登録件数	2019年	2020年	2021年	2022年
特許	全数	100	72	27	3
	(内 外国出願)	3	7	3	1
	(内 日本から)				
	(内 PCTルート)	1	3	3	1
実用新案	全数	32	29	46	94
	(内 外国出願)		5	1	1
意匠	全数	161	151	119	130
	(内 外国出願)	138	122	102	105
	(内 日本から)	2	2	2	
商標	全数	4,948	4,651	4,795	5,087
	(内 外国出願)	3,676	3,316	3,189	3,188
	(内 日本から)	85	75	69	69
(出典): WIPO IP Statistics					

⑫ 組 織

<組織図> アルメニア特許庁は、経済省(Ministry of Economy)の下部組織である。



①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2009年1月1日施行(2008年特許・実用・意匠改正法)
	③地理的効力の範囲	アルメニア国内のみ
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第2条、第40条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第73条(1)～(3))
	⑦出願言語	アルメニア語 (特許法第48条(1)、(2))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬、農薬の特許は最長5年延長可能。 (特許法第20条(1)～(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第11条(2))
	⑩グレースピリオド	発明者又は発明者から直接又は間接に情報を得た者による発明の情報の開示が出願日又は優先日から前の12月。 (特許法第12条、第31条(1))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) ゲームの方法、事業活動の方法 (3) 計算機のアルゴリズム (4) 美的創作物 (5) 動植物の品種 (6) 集積回路のトポグラフィ (7) 人・動物の遺伝子変更方法 (8) 公序良俗に反するもの (特許法第10条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第54条(1)、第56条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第54条(1)、第56条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後、公開される。 (特許法第55条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。 (特許法第54条(1)、第56条、第59条)
	⑰無効審判制度の有無	有。権利有効期間中、何時でも無効を申立てることができる。 (特許法第5条(4))
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方までの不実施は、取消の対象となる。 (特許法69条(1)(c))

①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2009年1月1日施行(2008年特許・実用・意匠改正法)
	③地理的効力の範囲	アルメニア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (特許法第2条、第40条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第73条(1)~(3))
	⑦出願言語	アルメニア語 (特許法第48条(1)、(2))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (特許法第21条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知・内外国刊行物 (特許法第15条(3))
	⑩グレースピリオド*	発明者又は発明者から直接又は間接に情報を得た者による実用新案の情報の開示が出願日又は優先日から前の12月。 (特許法第31条(1))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(特許法第15条(4)、第10条) (1) 動植物の品種 (2) 人・動物の遺伝子変更方法 (3) 集積回路のトポグラフィ (4) 公序良俗に反するもの
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第54条(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。 (特許法第54条(1)、第56条、第59条)
	⑰無効審判制度の有無	有。権利有効期間中、何時でも無効を申立てることができる。 (特許法第5条(4))
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方。 (特許法第69条(1)(c))
	⑲費用 単位 AMD (アルメニア・ドラム)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 20,000 AMD クレーム料 5,000 AMD(1つを超える各考案につき) 優先権主張 10,000 AMD(1つを超える各優先権主張につき) 登録料 15,000 AMD 発行料 2,500 AMD(5つを超える各シートにつき) [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金(各年につき) 2年-3年次 20,000 AMD(毎年) 8年-9年次 38,000 AMD(毎年) 4年-5年次 25,000 AMD(毎年) 10年次 50,000 AMD 6年-7年次 30,000 AMD(毎年)

①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)	
	⑩料金減免措置の有無	有。権利の取得料及び件の維持料が、個人及び従業員が25人未満の企業は75%、従業員が25人から100人の企業は50%減額される。
	⑪PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合は、審査料が30%減額される。

①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2009年1月1日施行(2008年特許・実用・意匠改正法)
	③地理的効力の範囲	アルメニア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (特許法第2条、第40条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第73条(1)～(3))
	⑦出願言語	アルメニア語 (特許法第48条(1)、(2))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。その後、5根を4回更新することができる。 (特許法第29条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第23条)
	⑩「グレースピリオド」	意匠の創作者、出願者又は彼らから直接又は間接に情報を得た者による意匠の情報の開示が出願日又は優先日から前の6月。 (特許法第24条(2)、第31条(1))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 公序良俗に反するもの (2) 物の技術機能のみによる創作物 (3) 建築物(小さな建築構造物は除く)及び産業上、水圧技術上及び他の動かない構造物に関する意匠の創作 (4) 印刷物それ自体に関する意匠の創作 (5) 液体、ガス及び乾燥した物質のような安定していない形状のものに関する意匠の創作 (特許法第25条(1)～(3))
	⑫実体審査の有無	無。 (特許法第62条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第62条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (特許法第62条(1))
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を使用している。 (特許法第2条、第61条(1))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。 (特許法第60条(2))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。権利有効期間中、何時でも無効を申立てることができる。 (特許法第5条(4))
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)		
	②④費用 単位 (アルメニア ・ドラム)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料 (情報が得られませんでした)	
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料	
	②⑤料金減免措置 の有無	(情報が得られませんでした)	

①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010年7月1日施行(2010年商標法)
	③地理的効力の範囲	アルメニア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標、原産地表示 (商標法第1条、第20条、第30条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標、ホログラム (商標法第8条(1))
	⑦出願人資格	標章を使用又は使用しようとしている者及び承継人(自然人、法人) (商標法第2条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第40条(2))
	⑨本国登録要件	無。 (商標法第6条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (商標法第6条(2))
	⑪出願言語	アルメニア語 (商標法第40条(4))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第18条、第19条(1))
	⑬「グレースピリオド」	公のまたは公認のパリ条約加盟国における国際博覧会における展示日から6月 (商標法第7条(3))
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 十分な識別性を有しない標章 (2) 国家又は国際の機関の名称若しくは略称、旗、紋章、象徴、印章、刻印若しくは記章を模倣するか又はそれと類似する標章(権利者から合意を得た場合を除く) (3) 一般的な名称やシンボル (4) 混同を生じやすい虚偽の表示を含む標章 (5) 公共の秩序又は道徳に反する標章 (6) 個人の姓名・肖像、本人又は承継人から承認を得ていない有名人の名、等 (商標法第11条、第12条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第29条、第31条(1)~(3))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第1条(8))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第45条(1)、(3))
	⑲審査請求制度の有無	無。 (商標法第45条(1)、(3))
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (商標法第45条(1)、(3))
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は方式要件の審査が容認されると公告(公開)される。 (商標法第43条、第44条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告の日から2月以内に異議申立を行なうことができる。 (商標法第44条(2)、(4))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判ではないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる。 (商標法第28条(1))
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。 (商標法第22条(1)、第23条(1))

①国名	Republic of Armenia (AM) (アルメニア共和国)	
	⑫商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(ニース協定には加盟済み) (商標法第40条(7)3)
	⑬図形要素の分類	有。(アルメニアは、ウィーン協定の加盟国である)
	⑭譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第26条(1))
	⑮費用 単位 (アルメニア ・ドラム)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	⑯料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)